

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06-4393-6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	統括防災管理者の選任命令
概 要	消防長又は消防署長は、統括防災管理者の選任が必要な対象物において統括防災管理者が選任されていないと認める場合には、当該防火対象物の管理について権原を有する者に対して統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項、第8条の2第5項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 消防法第36条第1項において準用する第8条の2第5項 消防長又は消防署長は、第1項の防火対象物について統括防災管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができる。 ・ 消防法第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	